平成２７年（フ）第４７５号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　33号棟303号室
債務者　クロロフィル高蔵寺美顔教室こと　四之宮正晃
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５９号
三重県四日市市大字東阿倉川827番地１　グランドハイツ舘２－２Ｇ
債務者　福家　英之
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清平　温子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９４号
長崎県長崎市田中町166番地１　マリーナベイ長崎408号、旧住所長崎県長崎市上黒崎町500番地
債務者　平野　政男
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
岩手県八幡平市折壁34番地１
債務者　角舘久仁雄
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地116
債務者　南　　孝明
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第３６９号
堺市北区新金岡町５丁４番407号
債務者　花　　嘉之
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５号
山梨県北都留郡丹波山村2901番地、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2536番地１
債務者　長島　勝幸
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島内　崇行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１号
北海道様似郡様似町字鵜苫56番地の１
債務者　齋藤　将吾
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
茨城県坂東市借宿213番地５
債務者　霜田あや子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７０号
茨城県筑西市小栗4803番地１
債務者　日向　雅俊
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７１号
茨城県坂東市逆井2828番地５、前住所茨城県古河市仁連1947番地５　鈴木アパート５号
債務者　小室　富子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７２号
茨城県古河市女沼577番地９、前住所茨城県古河市西牛谷1665番地７　グリーンハイツ牛谷201号
債務者　千田　慶吾
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７４号
茨城県結城市大字結城6100番地35
債務者　波多野八州夫
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７６号
茨城県古河市関戸1746－１　シティアⅡ202号室、住民票上の住所栃木県下都賀郡野木町大字友沼1334番地１
債務者　小野里裕美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８１号
茨城県古河市上大野2007番地２、前住所東京都台東区竜泉２丁目13番１号　葉山ビル902
債務者　黒澤　俊彦
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８３号
茨城県古河市旭町１丁目９番32号　アベニール201号室
債務者　岡田のり子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部